

人事委員会年報

令和4年度

さいたま市人事委員会

目 次

第1 組織と運営

1	人事委員会の設置	1
2	人事委員会の構成	1
3	人事委員会事務局組織及び所掌事務	2
4	人事委員会事務局の予算	4
5	人事委員会の開催状況	5

第2 任用

1	採用試験	15
2	採用選考	15
3	昇任試験	22
4	昇任選考	23

第3 給与、勤務時間その他の勤務条件

1	給与等に関する報告及び勧告	26
2	条例の制定、改廃に対する意見	29
3	規則等の制定、改廃の協議	31
4	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定に基づく承認等	35

第4 公平審査等

1	勤務条件に関する措置要求	36
2	不利益処分に関する審査請求	36
3	苦情相談	37

第5 職員団体

1	職員団体の登録	38
2	管理職員等の範囲	39

第6 労働基準監督機関

1	労働基準法の号別区分等	43
2	職権行使状況	45

第7 人事委員会規則等の制定、改廃

1	人事委員会規則	46
2	人事委員会訓令	47
3	人事委員会通達	47

第8 公平委員会事務の受託 48

第9 各種会議の開催状況

1	全国人事委員会連合会	49
2	大都市人事委員会連絡協議会	49
3	その他の会議	49

○ 事務局職員名簿（令和4年4月1日現在）

第 1 組織と運営

1 人事委員会の設置

都道府県及び政令指定都市は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「地公法」という。）第 7 条第 1 項の規定により、条例で人事委員会を置くものとされ、また、政令指定都市以外の市で人口 15 万人以上のもの及び特別区は、同条第 2 項の規定により、条例で人事委員会を置くことができる。

本市においては、政令指定都市として必置の人事委員会が円滑に機能していくよう、地公法第 7 条第 2 項の規定に基づき、さいたま市人事委員会設置条例（平成 14 年さいたま市条例第 51 号）により平成 14 年 10 月 1 日に人事委員会を設置し、翌平成 15 年 4 月 1 日、政令指定都市への移行に伴い、地公法第 7 条第 1 項の規定に基づく人事委員会となった。

2 人事委員会の構成

人事委員会は 3 人の委員をもって構成する合議制の執行機関であり、その委員は議会の同意を得て地方公共団体の長が選任することとなっている。

任期は 4 年であるが、委員会が初めて設置された際の各委員の任期は、4 年、3 年、2 年とすることとされている。

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりである。

職	氏 名	任 期
委 員 長	白 鳥 敏 男	令和 4 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで
委 員 (委員長職務代理者)	大久保 洋一郎	令和 2 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで
委 員	久 田 富士子	令和 3 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

3 人事委員会事務局組織及び所掌事務

令和4年4月1日現在の事務局の組織及び所掌事務は、次のとおりである。

(1) 組織（14人）

事務局長	副理事	参事兼任用調査課長	参与 1人	(任用係)	
1人	1人	1人		係長	1人
				主査	2人
				主任	2人
				主事	1人
				(調査係)	
				課長補佐兼係長	1人
				主査	1人
				主任	2人

(2) 所掌事務（任用調査課）

- ア 人事委員会の会議に関すること。
- イ 人事記録に関すること。
- ウ 人事に関する統計報告に関すること。
- エ 人事委員会業務の状況の報告に関すること。
- オ 人事委員会規則、訓令等の制定、改廃及び公布に関すること。
- カ 競争試験、選考に関すること。
- キ 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び厚生福利制度に関する調査研究に関すること。
- ク 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関すること。
- ケ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関すること。
- コ 給与の支払の監理に関すること。
- サ 任用制度及び給与制度に関すること。
- シ 分限及び懲戒に関すること（任命権者が所掌する事務を除く。）。
- ス 勤務条件の措置要求に関すること。
- セ 不利益処分についての審査請求に関すること。
- ソ 職員からの苦情の処理に関すること。

- タ 退職管理に関すること。
- チ 管理職員等の範囲に関すること。
- ツ 職員団体の登録に関すること。
- テ 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- ト 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること。
- ナ 公印の管理に関すること。
- ニ 文書の收受、発送及び保存に関すること。
- ヌ 事務局職員の人事、予算及び決算に関すること。
- ネ 事務局内の所掌事務に係る審査請求に係る審査庁に関すること。
- ノ 事務局の危機管理に関すること。
- ハ 事務局の庶務に関すること。

4 人事委員会事務局の予算

令和4年度における本人事委員会の当初予算（歳出）は、次のとおりである。

科 目	予算額（千円）	内 容 等
(款) 総務費		
(項) 人事委員会費		
(目) 人事委員会費	159,867	
報 酬	7,680	委員報酬
給 料	50,568	事務局職員給料
職 員 手 当 等	48,337	事務局職員手当
共 済 費	19,716	事務局職員共済組合負担金
報 償 費	106	職員採用試験面接官研修講師謝礼
旅 費	939	普通旅費
交 際 費	40	委員交際費
(節) 需 用 費	2,361	職員採用試験受験案内他
役 務 費	1,286	職員採用試験健康診断料他
委 託 料	23,628	職員採用試験採点委託料他
使用料及び賃借料	2,434	職員採用試験システム機器リース料他
備 品 購 入 費	213	紙折機
負担金、補助及び交付金	2,559	全国人事委員会連合会等負担金、各種研修会参加負担金他

5 人事委員会の開催状況

本委員会の会議は定例会と臨時会とに分かれ、令和4年度における開催状況は次のとおりである。

(全体)

	定例会	臨時会	計
開催回数	22	4	26
議案件数	59	15	74
協議件数	3	1	4
報告件数	39	7	46

(個別)

	開催年月日	議題等
第1回 定例会	令和4年4月6日	<p>議案</p> <p>1 令和4年度職員採用試験（大学卒業程度等）の実施について</p> <p>報告</p> <p>1 解雇予告除外認定について</p> <p>2 職員の懲戒処分について</p>
第2回 定例会	令和4年4月19日	<p>議案</p> <p>2 職員採用試験（選考）実施要領及び転職試験実施要領の改正について</p> <p>3 さいたま市人事委員会委員長及び事務局長等専決規程の改正について</p> <p>4 令和4年職種別民間給与実態調査の実施について</p> <p>5 さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び同規則の運用に係る通達の改正について</p> <p>6 さいたま市教職員の給与に関する条例第34条の規定に基づく協議について</p> <p>報告</p> <p>3 苦情相談の状況について</p>

第3回 定例会	令和4年5月11日	報告 4 大都市人事委員会連絡協議会委員長会議に対する申し入れについて 5 第65回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会の開催について
第4回 定例会	令和4年5月31日	議案 7 採用試験の個人別成績に係る開示請求に関する要綱及び職員採用選考の個人別成績に係る開示請求に関する要綱の改正について 8 令和4年度職員採用試験（高校卒業程度・免許資格職、就職氷河期世代（行政事務）、民間企業等経験者（行政事務）、職務経験者（福祉、心理）、技能職員）の実施について 9 令和4年度障害者職員採用選考の実施について 10 条例案に対する意見について 11 さいたま市教職員の給与に関する条例第34条の規定に基づく協議について 報告 6 令和4年度職員採用試験（大学卒業程度・免許資格職、民間企業等経験者（技術職）、職務経験者（保育士））の申込状況について 7 さいたま市職員の定年等に関する条例施行規則に基づく勤務延長の状況報告について 8 全国人事委員会連合会に対する要請について 9 職員の懲戒処分について
第5回 定例会	令和4年6月7日	報告 10 令和4年度大都市人事委員会連絡協議会委員長会議の審議結果について
第6回 定例会	令和4年6月21日	議案 12 令和4年度係長級昇任試験の実施について 13 人事交流等により新たに職員となった者の職務の級

		<p>及び号給の決定について</p> <p>14 さいたま市職員の任用に関する規則第14条の規定に基づく昇任選考の実施及びさいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第19条の規定に基づく昇格の承認について</p> <p>報告</p> <p>11 令和4年度職員採用試験（大学卒業程度、免許資格職、民間企業等経験者（技術職）、職務経験者（保育士））の第1次試験実施状況について</p>
第7回 定例会	令和4年7月6日	<p>報告</p> <p>12 解雇予告除外認定について</p> <p>13 職員の懲戒処分について</p> <p>14 令和4年度昇給実施状況について</p>
第8回 定例会	令和4年7月20日	<p>議案</p> <p>15 さいたま市職員の任用に関する規則第14条の規定に基づく昇任選考の実施及びさいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第19条の規定に基づく昇格の承認について</p> <p>報告</p> <p>15 令和4年度職員採用試験（大学卒業程度、免許資格職、民間企業等経験者（技術職）、職務経験者（保育士））の第1次試験合格者について</p> <p>16 苦情相談の状況について</p> <p>17 令和4年職種別民間給与実態調査の実施結果について</p>
第9回 定例会	令和4年8月2日	<p>議案</p> <p>16 令和4年人事委員会勧告の勧告日等について</p> <p>報告</p> <p>18 職員の懲戒処分について</p> <p>19 第65回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会</p>

		<p>について</p> <p>20 勤務条件に関する調査の結果について</p> <p>協議</p> <p>1 令和4年人事委員会勧告の内容について</p>
第10回 定例会	令和4年8月22日	<p>議案</p> <p>17 令和4年度職員採用試験（大学卒業程度、免許資格職、民間企業等経験者（技術職）、職務経験者（保育士））の最終合格者の決定並びに任用候補者名簿の確定及び当該名簿の有効期間について</p> <p>18 さいたま市職員の任用に関する規則第14条の規定に基づく昇任選考の実施及びさいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第19条の規定に基づく昇格の承認について</p> <p>19 民間給与実態調査の調査結果の集計方法及び職員給与実態調査の調査結果との比較方法等について</p> <p>報告</p> <p>21 職員給与実態調査の集計結果について</p> <p>22 人事院勧告について</p> <p>23 第130回全国人事委員会連合会総会について</p> <p>協議</p> <p>2 令和4年人事委員会勧告の内容について</p>
第1回 臨時会	令和4年8月30日	<p>報告</p> <p>24 令和4年度職員採用試験（高校卒業程度・免許資格職、就職氷河期世代（行政事務）、民間企業等経験者（行政事務）、職務経験者（福祉、心理）、技能職員）の申込状況について</p> <p>25 職種別民間給与実態調査の集計結果について</p> <p>26 大都市人事委員会連絡協議会各都市区事務局長に対する申し入れについて</p> <p>27 全国人事委員会連合会に対する要請について</p> <p>28 さいたま市教職員組合等からの要求について</p>

		<p>協議</p> <p>3 令和4年人事委員会勧告の内容について</p>
第11回 定例会	令和4年9月6日	<p>議案</p> <p>20 条例案に対する意見について</p> <p>報告</p> <p>29 2022年人事委員会勧告に向けた重点要請について</p> <p>30 さいたま市職員労働組合協議会からの申し入れについて</p> <p>協議</p> <p>4 令和4年人事委員会勧告の内容について</p>
第2回 臨時会	令和4年9月14日	<p>議案</p> <p>21 令和4年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>22 さいたま市職員の給与に関する条例第38条等の規定に基づく協議について</p> <p>23 さいたま市教職員の給与に関する条例第34条の規定に基づく協議について</p> <p>24 さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第21条の規定に基づく協議について</p> <p>25 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第24条の規定に基づく協議について</p>
第12回 定例会	令和4年9月20日	<p>議案</p> <p>26 条件付採用期間の延長について</p> <p>報告</p> <p>31 令和4年度係長級昇任試験の申込状況について</p>

<p>第13回 定例会</p>	<p>令和4年10月4日</p>	<p>議案</p> <p>27 人事委員会委員長の選挙について</p> <p>28 委員長職務代理者の指定について</p> <p>29 平成31年（審）第1号事案について</p> <p>30 令和4年（審）第1号事案について</p> <p>報告</p> <p>32 令和4年度職員採用試験（高校卒業程度・免許資格職、就職氷河期世代（行政事務）、民間企業等経験者（行政事務）、職務経験者（福祉、心理）、技能職員）の第1次試験実施状況について</p> <p>33 令和4年度障害者職員採用選考の申込状況について</p>
<p>第14回 定例会</p>	<p>令和4年11月1日</p>	<p>議案</p> <p>31 さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第21条の規定に基づく協議について</p> <p>32 さいたま市職員の給与に関する条例第38条及びさいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例第31条の規定に基づく協議について</p> <p>33 さいたま市職員の定年等に関する条例施行規則の改正について</p> <p>34 さいたま市職員の地域手当に関する規則の改正について</p> <p>報告</p> <p>34 職員の懲戒処分について</p> <p>35 苦情相談の状況について</p>

<p>第15回 定例会</p>	<p>令和4年11月22日</p>	<p>議案</p> <p>35 令和4年度職員採用試験（高校卒業程度・免許資格職、就職氷河期世代（行政事務）、民間企業等経験者（行政事務）、職務経験者（福祉、心理）、技能職員）の最終合格者の決定並びに任用候補者名簿の確定及び当該名簿の有効期間について</p> <p>36 令和4年度係長級昇任試験の第1次試験合格者の決定について</p> <p>報告</p> <p>36 令和4年度係長級昇任試験の第1次試験実施状況について</p> <p>37 令和4年度障害者職員採用選考の第1次選考実施状況について</p> <p>38 政令指定都市等における人事委員会勧告の概要について</p>
<p>第3回 臨時会</p>	<p>令和4年11月29日</p>	<p>議案</p> <p>37 条例案に対する意見について</p> <p>38 さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第11条の規定に基づく協議について</p> <p>報告</p> <p>39 大都市人事委員会連絡協議会課長会議に対する申し入れについて</p>
<p>第16回 定例会</p>	<p>令和4年12月6日</p>	<p>議案</p> <p>39 令和4年度障害者職員採用選考の最終合格者の決定並びに任用候補者名簿の確定及び当該名簿の有効期間について</p> <p>40 さいたま市職員の給与に関する条例第38条の規定に基づく協議について</p>

第17回 定例会	令和4年12月20日	議案 41 さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の改正について 42 さいたま市教職員の給与に関する条例第34条の規定に基づく協議について 43 令和4年（措）第1号から第6号事案について
第18回 定例会	令和5年1月31日	議案 44 令和5年職種別民間給与実態調査における標本事業所数等について 報告 40 苦情相談の状況について 41 令和4年度係長級昇任試験第2次試験（論文・個別面接）の実施状況について
第19回 定例会	令和5年2月7日	議案 45 令和4年（審）第1号事案について
第20回 定例会	令和5年2月21日	議案 46 職員採用試験（大学卒業程度・行政事務C）実施要領の制定について 47 さいたま市職員の給与に関する条例附則第34項から第37項までの規定による給料に関する規則の制定について 48 さいたま市職員の給与に関する条例附則第34項から第37項までの規定による給料に関する規則の運用について 49 さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び同規則の運用に係る通達の改正について 50 さいたま市職員からの苦情相談に関する規則の改正について

		<p>報告</p> <p>42 令和4年度係長級昇任試験第2次試験の実施結果について</p>
第21回 定例会	令和5年3月7日	<p>議案</p> <p>51 職員採用試験（選考）実施要領及び転職試験実施要領の改正について</p> <p>52 令和5年度職員採用試験（大学卒業程度 行政事務C）の日程について</p> <p>53 さいたま市職員の給与に関する条例第38条の規定に基づく協議について</p> <p>報告</p> <p>43 全国人事委員会連合会に対する要請について</p>
第22回 定例会	令和5年3月23日	<p>議案</p> <p>54 令和5年度職員採用試験・選考の日程について</p> <p>55 令和5年度学芸員採用選考実施要領の制定について</p> <p>56 令和5年度職員採用試験（大学卒業程度 行政事務C）の実施について</p> <p>57 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第24条の規定に基づく協議について</p> <p>58 さいたま市教職員の給与に関する条例第34条の規定に基づく協議について</p> <p>59 さいたま市職員の任用に関する規則第14条の規定に基づく昇任選考の実施及びさいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第19条の規定に基づく昇格の承認について</p> <p>60 さいたま市職員の定年等に関する条例に基づく勤務延長の決定について</p> <p>61 給料表の適用を受けない市の職員から引き続いて職員となった者（選考により転職する職員）の号給の決定について</p> <p>62 新たに職員となった者の職務の級及び号給の決定に</p>

		<p>ついて</p> <p>63 人事交流等により新たに職員となった者の職務の級及び号給の決定について</p> <p>64 人事交流等により引き続いて職員となった者の号給の決定について</p> <p>65 市立学校の教職員から行政職給料表の適用を受ける職に転任する者の職務の級及び号給の決定について</p> <p>66 市立学校の教職員から行政職給料表の適用を受ける職に転任する者の号給の決定について</p> <p>報告</p> <p>44 転職に係る能力認定実施報告について</p> <p>45 職員の懲戒処分について</p>
<p>第4回 臨時会</p>	<p>令和5年3月29日</p>	<p>議案</p> <p>67 さいたま市人事委員会事務局職員の人事発令について</p> <p>68 さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第11条の規定に基づく協議について</p> <p>69 さいたま市職員の給与に関する条例第38条の規定に基づく協議について</p> <p>70 さいたま市人事委員会事務局の組織等に関する規則の改正について</p> <p>71 管理職員等の範囲を定める規則の改正について</p> <p>72 公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例施行規則の改正について</p> <p>73 さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の改正について</p> <p>74 さいたま市職員の定年等に関する条例及び同条例施行規則の様式について</p> <p>報告</p> <p>46 労働基準法別表第1の号別区分一覧について</p>

第2 任用

1 採用試験

地公法第17条の2第1項の規定により、職員の採用は原則として競争試験によらなければならないとされている。同法及びさいたま市職員の任用に関する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第9号）の規定により、本委員会の実施した令和4年度職員採用試験の状況は下表のとおりである。

2 採用選考

職員の採用については、さいたま市職員の任用に関する規則において定める職については選考によることができるとしている。

なお、その一部は、さいたま市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第10号）により、各任命権者に委任している。

本委員会が実施した令和4年度職員採用選考の状況は下表のとおりである。

試験（選考）の概要

試験区分		申込期間	第1次試験	第2次試験	最終合格発表	主な受験資格
大学卒業程度	行政事務A 行政事務B 福祉 学校事務 (技術職) 土木建築 電気機械学 農業 消防	4/25 ～ 5/13	6/19 ・教養試験 (行政事務B、民間企業等経験者を除く) ・専門試験 (行政事務A、福祉、技術職、心理、民間企業等経験者) ・SPI3 (行政事務B)	6/19 ・経験論文試験 ・適性検査 (民間企業等経験者、職務経験者) 7/12 ・身体検査 ・論文試験 ・適性検査 (消防・消防(救急救命士))	8/23	平成7年4月2日から平成13年4月1日生まれの人 * 学校事務は、平成4年4月2日から平成13年4月1日生まれの人 * 福祉は、社会福祉主事任用資格を有する人又は令和5年3月までに取得見込みの人 * 消防及び消防(救急救命士)は、身体的条件あり * 消防(救急救命士)は、救急救命士の免許を有する人又は令和5年春までに取得見込みの人
	心理		6/30 ・体力検査 (消防、消防(救急救命士)の教養試験合格者のみ)			昭和63年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は大学院において、心理学を専修する学科を又はこれに相当する課程を修めて卒業した人又は令和5年3月までに卒業見込みの人

	精神保健福祉士		7/13 ・論文試験 ・適性検査 (民間企業等経験者、職務経験者、 消防・消防 (救急救命士) を除く)	昭和 63 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、精神保健福祉士の資格を有する人又は令和 5 年春までに取得見込みの人
免許資格職	薬剤師		7/19～22 ・集団面接 (大卒程度のみ (精神保健福祉士を除く)) 7/26～7/30、 8/1～8/5、 8/8～8/9、 ・個別面接	昭和 63 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、薬剤師免許を有する人又は令和 5 年春までに取得見込みの人
	栄養士			昭和 63 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、管理栄養士免許を有する人又は令和 5 年春までに取得見込みの人
	獣医師 A			昭和 63 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、獣医師免許を有する人又は令和 5 年春までに取得見込みの人
	保健師 A			昭和 63 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、保健師免許を有する人又は令和 5 年春までに取得見込みの人
	獣医師 B			昭和 62 年 10 月 2 日以降に生まれた人で、獣医師免許を有する人
	保健師 B			昭和 62 年 10 月 2 日以降に生まれた人で、保健師免許を有する人
	診療放射線技師			昭和 62 年 10 月 2 日以降に生まれた人で、診療放射線技師免許を有する人
	民間企業等 経験者	(技術職) 土 木 建 築 電 気 機 械		
保育士				昭和 38 年 4 月 2 日から昭和 63 年 4 月 1 日生まれの人 次のすべての要件を満たす人 ・保育士資格を有する人 ・保育所等における保育士の職務経験が直近 10 年中に通算 5 年以上有する人
職務経験者				

高校卒業程度	行政事務 学校事務 消防 消防(救急救命士)			9/25 ・作文試験 (就職氷河期世代) 9/25 ・経験論文試験 (民間企業等経験者・職務経験者)	平成13年4月2日から平成17年4月1日生まれの人 *消防及び消防(救急救命士)は身体的条件あり *消防(救急救命士)は、救急救命士の資格を有する人又は令和5年春までに取得見込みの人
免許資格職	保育士	8/1 ～ 8/22	9/25 ・教養試験(全職種) ・専門試験(保育士のみ) 10/11 ・体力検査(消防、消防(救急救命士)の教養試験合格者のみ)	10/15 ・適性検査 ・集団面接 (就職氷河期世代・民間企業等経験者・職務経験者)	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格を有する人又は令和5年3月までに取得見込みの人
	診療放射線技師			昭和63年4月2日以降に生まれた人で、診療放射線技師免許を有する人又は令和5年春までに取得見込みの人	
	臨床検査技師			昭和63年4月2日以降に生まれた人で、臨床検査技師免許を有する人又は令和5年春までに取得見込みの人	
	作業療法士			昭和63年4月2日以降に生まれた人で、作業療法士免許を有する人又は令和5年春までに取得見込みの人	
	理学療法士			昭和63年4月2日以降に生まれた人で、理学療法士免許を有する人又は令和5年春までに取得見込みの人	
	言語聴覚士			昭和63年4月2日以降に生まれた人で、言語聴覚士免許を有する人又は令和5年春までに取得見込みの人	
就職氷河期世代	行政事務			10/20 ・論・作文試験 ・適性検査 (行政事務、学校事務、免許資格職)	昭和45年4月2日から昭和61年4月1日生まれの人(学歴、職歴は問わない)
民間企業等経験者	行政事務			10/21 ・身体検査 ・作文試験 ・適性検査 (消防・消防(救急救命士))	昭和38年4月2日から平成7年4月1日生まれの人で、民間企業等における職務経験が直近10年中に通算5年以上有する人
				11/1～11/2 11/5～11/10 ・個別面接	

職務経験者	福祉				昭和38年4月2日から平成7年4月1日生まれの人 次のすべての要件を満たす人 ・社会福祉士資格を有する人又は令和5年春までに取得見込みの人 ・社会福祉施設、福祉事務所等における相談援助業務の職務経験が直近10年中に通算5年以上有する人
	心理				昭和38年4月2日から昭和63年4月1日生まれの人 次のすべての要件を満たす人 ・公認心理師又は公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士の資格を有する人又は令和5年春までに取得見込みの人 ・福祉、司法、教育、医療に関する施設等における心理アセスメント、心理ケア、コンサルテーション等に関する職務経験が直近10年中に通算5年以上ある人
技能職員		8/1 ～ 8/22	9/25 ・教養試験	10/21 ・作文試験 ・適性検査 ・体力検査 11/9 ・個別面接	11/24 昭和63年4月2日以降に生まれた人で、準中型自動車の運転が可能な運転免許（5ト限定のものを除く。）を有する人又は採用予定日の前月までに取得見込みの人
障害者選考	行政事務 学校事務	8/24 ～ 9/20	10/23 第1次選考 ・教養 ・作文	11/26 第2次選考 ・集団面接 ・個別面接	12/7 昭和63年4月2日から平成17年4月1日生まれの人 次の手帳等の交付を受けている人 ・身体障害者手帳 ・指定医師等の作成した診断書、意見書 ・療育手帳 ・児童相談所等による判定書 ・精神障害者保健福祉手帳

試験・選考結果

ア 大学卒業程度・免許資格職 ()内は女性で内数

区分		申込者数	受験者数 A	第1次試験 合格者数	第2次試験(最終)合格者数 B	競争 倍率 A/B	
大学 卒業 程度	行政事務A	人 人 929 (350)	人 人 678 (258)	人 人 391 (151)	人 人 191 (92)	倍 3.5	
	行政事務B	260 (115)	187 (76)	69 (26)	20 (9)	9.4	
	福祉	71 (49)	63 (43)	52 (34)	31 (24)	2.0	
	学校事務	78 (45)	54 (32)	21 (12)	7 (6)	7.7	
	技 術 職	土木	35 (6)	26 (4)	24 (4)	17 (4)	1.5
		建築	18 (3)	16 (3)	15 (3)	8 (2)	2.0
		電気	5 (1)	4 (1)	4 (1)	2 (1)	2.0
		機械	9 (0)	6 (0)	6 (0)	3 (0)	2.0
		化学	23 (7)	16 (5)	10 (3)	3 (1)	5.3
		農業	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0
	消防	241 (13)	189 (9)	49 (2)	19 (2)	9.9	
	消防(救急救命士)	56 (7)	50 (5)	18 (0)	6 (0)	8.3	
	心理	30 (21)	21 (15)	17 (11)	10 (8)	2.1	
	精神保健福祉士	16 (11)	14 (9)	12 (7)	5 (3)	2.8	
免許 資格 職	薬剤師	12 (6)	7 (2)	7 (2)	4 (1)	1.8	
	栄養士	64 (58)	51 (45)	15 (15)	2 (2)	25.5	
	獣医師A	3 (2)	2 (1)	2 (1)	2 (1)	1.0	
	獣医師B	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0	
	保健師A	44 (43)	38 (37)	32 (31)	14 (14)	2.7	
	保健師B	13 (11)	10 (8)	10 (8)	4 (4)	2.5	
	診療放射線技師	7 (3)	6 (2)	6 (2)	2 (1)	3.0	

イ 高校卒業程度・免許資格職 ()内は女性で内数

区分		申込者数	受験者数 A	第1次試験 合格者数	第2次試験(最終)合格者数 B	競争 倍率 A/B
高校 卒業 程度	行政事務	人 人 101 (47)	人 人 79 (35)	人 人 27 (8)	人 人 8 (5)	倍 9.9
	学校事務	26 (14)	22 (14)	12 (6)	3 (3)	7.3
	消防	253 (6)	218 (5)	51 (0)	14 (0)	15.6
	消防(救急救命士)	29 (2)	25 (3)	12 (0)	3 (0)	8.3

免許資格職	保育士	185 (168)	151 (137)	140 (129)	59 (57)	2.6
	診療放射線技師	25 (14)	23 (13)	16 (8)	5 (3)	4.6
	臨床検査技師	13 (9)	9 (7)	5 (4)	4 (3)	2.3
	作業療法士	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	1.0
	理学療法士	7 (3)	5 (3)	5 (3)	4 (3)	1.3
	言語聴覚士	6 (4)	5 (4)	5 (4)	4 (4)	1.3

ウ 就職氷河期世代 ()内は女性で内数

職 種	申込者数	受験者数 A	第1次試験 合格者数	第2次試験(最 終)合格者数 B	競争 倍率 A/B
行政事務	人 人 369 (132)	人 人 258 (95)	人 人 22 (1)	人 人 6 (0)	倍 43.0

エ 民間企業等経験者 ()内は女性で内数

職 種	申込者数	受験者数 A	第1次試験 合格者数	第2次試験(最 終)合格者数 B	競争 倍率 A/B	
行政事務	人 人 366 (96)	人 人 256 (66)	人 人 24 (1)	人 人 6 (1)	倍 42.7	
技術職	土 木	29 (5)	22 (5)	17 (4)	10 (3)	2.2
	建 築	18 (4)	15 (4)	12 (3)	5 (2)	3.0
	電 気	10 (0)	8 (0)	5 (0)	3 (0)	2.7
	機 械	13 (0)	11 (0)	6 (0)	4 (0)	2.8

オ 職務経験者 ()内は女性で内数

職 種	申込者数	受験者数 A	第1次試験 合格者数	第2次試験(最 終)合格者数 B	競争 倍率 A/B
福 祉	人 人 24 (11)	人 人 16 (6)	人 人 16 (6)	人 人 6 (5)	倍 2.7
心 理	10 (7)	7 (4)	7 (4)	2 (2)	3.5
保育士	24 (19)	18 (17)	15 (14)	6 (6)	3.0

カ 技能職員 () 内は女性で内数

職 種	申込者数	受験者数 A	第1次試験 合格者数	第2次試験(最 終)合格者数 B	競争 倍率 A/B
技能職員	人 人 25 (1)	人 人 22 (1)	人 人 12 (1)	人 人 3 (0)	倍 7.3

キ 障害者選考 () 内は女性で内数

職 種	申込者数	受験者数 A	第1次選考 合格者数	第2次選考(最 終)合格者数 B	競争 倍率 A/B
行政事務	人 人 51 (13)	人 人 43 (13)	人 人 20 (7)	人 人 5 (2)	倍 8.6
学校事務	人 人 5 (3)	人 人 3 (1)	人 人 3 (1)	人 人 2 (1)	倍 1.5

3 昇任試験

職員のモチベーション向上及び組織活性化により、質の高い行政サービスを提供し市民満足度の向上を図るため、能力実証主義に基づく透明性、公平性の高い「係長級昇任試験」を実施した。

令和4年度係長級昇任試験の実施状況は下表のとおりである。

() 内は女性で内数

	第1次試験		第1次試験 免除者数 B (※)	第2次試験		競争 倍率 (A+B)/C	
	受験者数 A	合格者数		受験者数	合格者数 C		
行政事務	人 人 91 (20)	人 人 91 (20)	人 人 32 (5)	人 人 123 (25)	人 人 91 (22)	倍 1.3	
福祉	8 (5)	8 (5)	2 (1)	10 (6)	8 (6)		
技 術 職	土木						
	建築						
	電気						
	機械	57 (4)	43 (3)	26 (1)	68 (4)	38 (3)	2.2
	化学						
	盆栽						
	その他 技師						
消防	58 (1)	31 (1)	30 (0)	60 (1)	28 (1)	3.1	

※ 第1次試験免除者：第1次試験に合格し第2次試験で不合格となった者（平成27年度の第1次試験合格者から適用）

4 昇任選考

係長級昇任試験を除く職員の昇任については、さいたま市職員の任用に関する規則において、選考によることができるとしている。

また、さいたま市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則により、その一部を各任命権者に委任している。

令和4年度昇任選考の実施状況は次のとおりである。

給料表	職務の級	昇任の内容	申請数	承認数
行政職給料表	8級	計	20	20
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	20	20
	7級	計	35	35
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	35	35
	6級	計	53	53
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	53	53
	5級	計	74	74
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	74	74
医療職給料表(1)	5級	計	1	1
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	1	1
	4級	計	1	1
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	1	1

医療職給料表(2)	6 級	計	1	1
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	1	1
	5 級	計	2	2
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	2	2
医療職給料表(3)	5 級	計	3	3
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	3	3
消防職給料表	9 級	計	1	1
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	1	1
	8 級	計	3	3
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	3	3
	7 級	計	1 4	1 4
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	1 4	1 4
	6 級	計	1 4	1 4
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	1 4	1 4
企業職給料表	8 級	計	1	1
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	1	1

企業職給料表	7 級	計	2	2
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	2	2
	6 級	計	4	4
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	4	4
	5 級	計	9	9
		昇任		
		昇格		
		昇任昇格	9	9

第3 給与、勤務時間その他の勤務条件

1 給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行うこととされている（地公法第8条第1項第2号）。そして、毎年少くとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告し、また、給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができることとされている（同法第26条）。

本委員会は、こうした地公法の規定に基づき、本市職員及び市内民間事業所の従業員の給与の実態、人事院勧告の内容その他職員の給与決定に係る諸条件について調査研究を行い、令和4年9月26日に市議会及び市長に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。

その概要は、次のとおりである。

【本年の給与勧告のポイント】

- ① 民間給与との較差（911円、0.23%）を解消するため、給料表を引上げ改定
- ② 特別給（勤勉手当）を引上げ（4.30月分 → 4.40月分）

1 職種別民間給与実態調査

市内に所在する民間事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の476事業所を調査対象とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された120事業所について調査を実施した。

2 職員給与と民間給与との比較

<月例給>

民間従業員と職員の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢の同じ者同士を比較した。

民間給与	職員給与	較 差
400,238円	399,327円	911円 (0.23%)

（職員の平均年齢は40.5歳、平均経験年数は17.7年）

《公民比較の民間従業員及び職員》

- 民間従業員 事務・技術関係職種の常勤従業員
 - 職員 行政職給料表適用職員のうち保育士等を除いた職員（事務・技術職員）
- 民間従業員、職員ともに、本年度の新卒採用者は含まれていない。

<特別給>

昨年8月から本年7月までの民間の年間支給割合（月数）と職員の年間の平均支給月数を比較した。

民間支給割合	職員支給月数	差
4.41月	4.30月	0.11月

3 公民較差に基づく給与改定

(1) 月例給

- ・ 行政職給料表の引上げ改定（平均改定率0.25%）。高卒初任給を4,000円、大卒初任給を3,000円、それぞれ引上げ
- ・ その他の給料表については行政職給料表との均衡を基本として改定
※医療職給料表(1)及び特定任期付職員給料表は、人事院勧告の内容に準じて改定
※教育職給料表(1)及び(2)については、埼玉県における改定状況等を考慮して改定

(2) 特別給

- ・ 支給月数を0.10月分引上げ、勤勉手当に反映（4.30月分→4.40月分）
※再任用職員及び特定任期付職員は人事院勧告の内容に準じて改定

(3) 実施時期

- ・ (1)について、令和4年4月1日から実施
- ・ (2)について、令和4年12月期の支給に関する改定は条例の公布日から、令和5年6月期以降の支給に関する改定は令和5年4月1日から実施

4 人事管理等に関する諸課題

(1) 健康で働き続けられる職場環境の整備

ア 長時間労働の是正

- ・ 健康で働き続けられる職場環境を整備するため、長時間労働の是正が急務。公務能率の向上、有為な人材の確保の観点からも実効性のある対策が必要
- ・ 本年10月から導入が予定されているタイムカードを適正に運用し、勤務を伴わない在庁やいわゆるサービス残業の発生を抑止していくことが大切
- ・ 教育職員については、「さいたま市立学校における働き方改革推進プラン」を着実に推進するとともに、その効果を検証し、職員の負担や多忙の軽減に資する取組を積極的に実行していくことが重要

イ ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ 育児や介護と仕事との両立支援をより一層充実させていくことが必要。介護休暇の取得者が少ない原因を分析し、制度を利用しやすい環境づくりをより一層進めることが重要
- ・ 育児・介護により退職を余儀なくされる職員をなくすため、育児・介護を理由とする退職者の発生状況を継続的に把握し、必要な措置を検討していくことが必要

ウ メンタルヘルス対策

- ・ 精神系の疾患による病気休職者が増加している要因や、メンタルヘルス不調の発生要因を分析し、分析結果を着実に改善につなげることが重要
- ・ ストレスチェックの集団分析は、職場環境の改善を行いやすい組織単位で行うとともに必要に応じて管理職員へフィードバックし、リスク因子の早期発見や職場環境の改善につなげることが肝要

エ ハラスメント対策

- ・ パワーハラスメントについては、業務上の指導等との違いが分かりにくく判断や対応が難しいケースも想定されるが、職場環境を悪化させる行為に対しては厳正な対処が必要
- ・ そのためにも、パワーハラスメントに該当する言動例を明示し、職員の理解を深める取組を進めるとともに、懲戒処分の指針にパワーハラスメントを行った場合の処分の標準例を明記するなど、ハラスメントを許さない明確な姿勢を示すことが大切

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 能力・実績に基づく人事管理を推進するためには、基礎となる人事評価制度を適正に運用し、任用、給与、人材育成等に適正かつ有効に活用していくことが重要
- ・ 人事管理が組織活力を維持・向上するための適切なものとなるよう、昇任昇格運用の在り方を含めて検証することが必要。その上で必要な見直しを行い、全ての職員が能力を十分に発揮できるよう、より一層取組を推進していくことが求められる

(3) 定年の引上げ

- ・ 情報提供及び勤務の意思の確認を着実に実施し、制度が円滑に運用されるよう取り組むことが必要
- ・ 高齢層職員の豊富な知識、技術、経験等を最大限活用することに加え、人材育成、適材適所の人事配置、若手職員の登用や新規採用者の継続的な確保等に配慮することが必要

2 条例の制定、改廃に対する意見

地公法第5条第2項の規定により、人事行政に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないこととされている。本委員会が、議会からの意見聴取に対し意見の申出を行った条例は次のとおりである。

意見申出年月日	条 例 名	意 見
令和4年5月31日	さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	地方公務員等共済組合法の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うものであり、異議ありません。
令和4年9月6日	さいたま市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について（第5条に規定するさいたま市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正及び第11条に規定するさいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正を除く。）	地方公務員法等の一部改正を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに、これに伴う所要の改正等を行うものであり、異議ありません。
令和4年9月6日	さいたま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正を踏まえ、育児休業取得に係る要件の緩和等の措置を講ずるため所要の改正を行うものであり、異議ありません。
令和4年9月6日	さいたま市教職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について（第1条に規	地方公務員法等の一部改正を踏まえ、職員の定年引上げに伴う所要の改正等を行うものであり、異

	定するさいたま市教職員定数条例の一部改正及び第3条に規定するさいたま市教職員健康審査会条例の一部改正を除く。)	議ありません。
令和4年11月29日	さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	本委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、所要の改正を行うものであり、異議ありません。
令和4年11月29日	さいたま市教職員の給与に関する条例及びさいたま市教職員定数条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	本委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、所要の改正を行うものであり、異議ありません。

3 規則等の制定、改廃の協議

さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）、さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）等の規定により、当該各条例に基づく規則等を制定し、又は改廃しようとするときは、市長又は教育委員会はあらかじめ人事委員会と協議しなければならないこととされている。

本委員会で協議した規則案等は次のとおりであり、いずれも異議のない旨の回答をした。

回 答 年 月 日	協 議 規 則 案 等
令和4年4月19日	さいたま市教職員の給与に関する条例の規定に基づくもの (1) さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (2) さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について
令和4年5月31日	さいたま市教職員の給与に関する条例の規定に基づくもの ・ さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
令和4年9月14日	さいたま市職員の給与に関する条例の規定に基づくもの ・ さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づくもの ・ さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 さいたま市教職員の給与に関する条例の規定に基づくもの ・ さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の規定に

	<p>基づくもの</p> <p>(1) さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>(2) さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の規定に基づくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則
<p>令和4年11月1日</p>	<p>さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の規定に基づくもの</p> <p>(1) さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>(2) さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>さいたま市職員の給与に関する条例の規定に基づくもの</p> <p>(1) さいたま市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>(2) さいたま市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>(3) さいたま市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>(4) さいたま市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>(5) さいたま市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>(6) さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>(7) さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第2</p>

	<p>2条第3項に規定する市長が定める計算方法</p> <p>さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
令和4年11月29日	<p>さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
令和4年12月6日	<p>さいたま市職員の給与に関する条例の規定に基づくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則及びさいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
令和4年12月20日	<p>さいたま市教職員の給与に関する条例の規定に基づくもの</p> <ol style="list-style-type: none"> さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
令和5年3月7日	<p>さいたま市職員の給与に関する条例の規定に基づくもの</p> <p>さいたま市職員の給料の調整額に関する規則</p>
令和5年3月23日	<p>さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の規定に基づくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則 <p>さいたま市教職員の給与に関する条例の規定に基づくもの</p> <ol style="list-style-type: none"> さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 さいたま市教職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

	<p>(3) さいたま市教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>(4) さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>(5) さいたま市教職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>(6) さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>(7) さいたま市教職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>(8) さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>(9) さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>(10) さいたま市教職員の給与に関する条例附則第26項から第29項までの規定による給料に関する規則</p>
<p>令和5年3月29日</p>	<p>さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 <p>さいたま市職員の給与に関する条例の規定に基づくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ さいたま市職員の管理職手当に関する規則別表に規定する市長が定める者

4 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定に基づく承認等

職員の初任給、昇格、昇給等の運用に際し、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならないこととされている事項等について、本委員会が承認したものは、次のとおりである。

承認年月日	任命権者	承認等の内容	根拠規定
令和4年 6月21日	市長	人事交流等により新たに職員となった者の職務の級及び号給の決定について	第10条第1項第1号、 第18条
	市長	第19条第1項第1号の規定に基づく昇格の決定について	第19条第1項第1号
令和4年 7月20日	市長	第19条第1項第1号の規定に基づく昇格の決定について	第19条第1項第1号
令和4年 8月22日	市長	第19条第1項第1号の規定に基づく昇格の決定について	第19条第1項第1号
令和5年 3月23日	市長 消防長 教育委員会 市議会議長 人事委員会 代表監査委員 農業委員会	第19条第1項第1号及び第4項の規定に基づく昇格の決定について	第19条第1項第1号、 第4項
	市長	給料表の適用を受けない市の職員から引き続いて職員となった者(選考により転職する職員)の号給の決定について	第16条
	市長	新たに職員となった者の職務の級及び号給の決定について	第10条第1項第1号、 第18条
	市長 教育委員会	人事交流等により新たに職員となった者の職務の級及び号給の決定について	第10条第1項第1号、 第18条
	市長 教育委員会	人事交流等により引き続いて職員となった者の号給の決定について	第16条
	市長 教育委員会	市立学校の教職員から行政職給料表の適用を受ける職に転任する者の職務の級及び号給の決定について	第10条第1項第1号、 第18条
	市長 教育委員会	市立学校の教職員から行政職給料表の適用を受ける職に転任する者の号給の決定について	第16条

第4 公平審査等

1 勤務条件に関する措置要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる（地公法第46条）。

この措置要求制度は、団体交渉権及び争議権が制限されている職員の勤務条件を確保するための代償措置として設けられた制度である。

措置要求があったときは、人事委員会は、事案について審査を行い、判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告をしなければならないこととされている（地公法第47条）。

令和4年度における措置要求の状況は、次のとおりである。

措置要求の状況

令和3年度末 現在 未処理件数	措置要求 件数	処理件数		年度末現在 未処理件数
		令和3年度末 現在未処理件 数に係る 処理件数	令和4年度の 措置要求件数 に係る 処理件数	
0件	6件	0件	0件	6件

2 不利益処分に関する審査請求

任命権者により懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を受けた職員は、人事委員会に対してのみ行政不服審査法による審査請求をすることができる（地公法第49条の2第1項）。

この審査請求制度は、任命権者により行われた職員に対する違法又は不当な権利侵害を公平・中立な第三者機関である人事委員会に救済させることによって職員の身分保障の実効性を担保し、職員の身分の安定を通じて公務の民主的かつ能率的な運営を確保しようとするものである。

審査請求があったときは、人事委員会は、事案について審査を行い、その結果に基づいて、処分を承認し、修正し、又は取り消し、さらに必要がある場合は、任命権者に対し職員が

受けた不当な身分取扱いを是正するための指示をしなければならないこととされている（地公法第50条）。

令和4年度における審査請求の状況は、次のとおりである。

審査請求の状況

令和3年度末 現在 未処理件数	審査請求 件数	処理件数			年度末現在 未処理件数
		令和3年度末 現在未処理件 数に係る 処理件数	令和4年度の 審査請求件数 に係る 処理件数		
1件	1件	1件	1件	0件	1件

3 苦情相談

職員は、人事委員会に対して、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理全般に関する苦情の申出及び相談をすることができる。

この苦情相談制度は、職員の勤務条件や執務環境等に関する不平・不満等の苦情を解消することにより、職員が意欲を持って安心して職務に専念できるようにし、公務能率の維持・向上を図ろうとするものである（地公法第8条第1項第11号）。

苦情相談があったときは、人事委員会は、相談者に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、指導その他の必要な措置を行うものである。

令和4年度における苦情相談の状況は、次のとおりである。

苦情相談の状況

相談件数	相談内容（重複あり）						
	任用関係	給与関係	勤務条件・ 服務関係	厚生福利 関係	公平審査 関係	セクハラ・ いじめ関係	その他
16	6	0	4	0	0	12	6

第5 職員団体

1 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体である（地公法第52条第1項）。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・中立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度である（地公法第53条）。

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりである。

(令和5年3月31日現在)

職員団体の名称	事務所所在地	登録年月日
自治労さいたま市職員労働組合	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号	平成14年1月25日
自治労連さいたま市職員組合	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号	平成14年9月26日
さいたま市教職員組合 (全教)	さいたま市大宮区吉敷町4丁目9番地5	平成13年7月25日
さいたま市教職員組合 (日教)	さいたま市浦和区高砂4丁目3番5号	平成13年7月25日
学校事務ネットワーク さいたま	さいたま市浦和区高砂4丁目3番5号	平成13年7月25日

2 管理職員等の範囲

管理職員等とそれ以外の職員とは労使関係における立場が異質であり、両者が混在する団体は、職員の利益を適正に代表するための基礎を欠くと考えられることから、そのような団体は、地公法上の「職員団体」として取り扱わないこととされており、管理職員等の範囲は、中立的な人事委員会が定めることとされている。

管理職員等の範囲を定める規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第8号）に規定する管理職員等の範囲は次のとおりである。

（令和5年3月31日現在）

機関	職
各機関共通	理事、副理事、参事及び副参事
議会局	(1) 局長、部長、次長及び課長 (2) 総務部秘書総務課の課長補佐、主幹、参与、係長及び主査（秘書に関する事務又は局の人事若しくは予算に関する企画事務を担当する者（局の人事又は予算に関する企画事務にあつては主査を除く。）に限る。）
市長事務局	(1) 局長、公室長、本部長、会計管理者、総合政策監、情報統括監、危機管理監、医務監、部長、室長、広報監、行政管理監、次長及び課長 (2) 区長及び副区長 (3) 所長（第3類事業所の長及び市民の窓口の所長を除く。）、場長、東京事務所及び患者支援センターの副所長並びに大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館の副館長 (4) 学院長及び事務長 (5) 園長 (6) 院長、副院長、院長補佐、副看護部長、科長（医療職給料表(2)の適用を受ける者に限る。）、技師長及び看護師長 (7) 局又は市長公室の庶務を担当する課の課長補佐、主幹、参与及び係長並びに都市戦略本部の主幹、参与及び主査（局、市長公室又は都市戦略本部の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。） (8) 市長公室秘書広報部秘書課の課長補佐、主幹、参与、係長及び主査（秘書に関する事務を担当する者に限る。） (9) 都市戦略本部行財政改革推進部の主幹、参与及び主査（行政改革に関する事務を担当する者に限る。）

	<p>(10) 総務局総務部総務課の課長補佐、主幹、参与、係長及び主査（行政組織等に関する事務を担当する者に限る。）</p> <p>(11) 総務局総務部法務・コンプライアンス課の課長補佐、主幹、参与、係長、主査、主任及び主事（条例、規則等の審査、訴訟又はサービスの調査に関する事務を担当する者に限る。）</p> <p>(12) 総務局人事部人事課の課長補佐、主幹、参与、係長、主査、主任及び主事（職員の任免、分限及び懲戒、服務等に関する事務又は定員管理に関する事務を担当する者に限る。）</p> <p>(13) 総務局人事部職員課の課長補佐、主幹、参与、係長、主査、主任及び主事（職員の給与に関する事務、職員団体に関する事務、職員の福利厚生に関する事務又は職員の安全衛生及び公務災害に関する事務を担当する者に限る。）</p> <p>(14) 財政局財政部財政課の課長補佐、主幹、参与及び係長</p> <p>(15) 財政局財政部庁舎管理課の課長補佐、主幹、参与及び係長（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）</p> <p>(16) 市民局区政推進部の主幹、参与及び主査（区役所に係る総合調整及び区役所改革の推進に係る調整に関する事務を担当する者に限る。）</p> <p>(17) 保健福祉局市立病院病院経営部病院総務課の課長補佐、主幹、参与及び係長（病院の人事に関する企画事務又は職員の福利厚生に関する事務を担当する者に限る。）</p> <p>(18) 保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課の課長補佐、主幹、参与及び係長（病院の予算に関する企画事務を担当する者に限る。）</p> <p>(19) 区役所区民生活部総務課の課長補佐、主幹、参与及び係長（区役所の人事若しくは予算に関する企画事務又は庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）</p> <p>(20) 出納室出納課の課長補佐、主幹、参与及び係長（室の人事若しくはは予算に関する企画事務又は資金の計画運用及び歳計現金の管理に関する事務を担当する者に限る。）</p>
教育委員会	<p>(1) 副教育長、部長、次長、課長、室長、主席管理主事及び主席指導主事</p>

	<p>(2) 所長及び館長（第3類の施設又は機関の長にあつては、地区公民館及び地区図書館の長に限る。）並びに副館長</p> <p>(3) 校長、副校長及び教頭</p> <p>(4) 管理部教育総務課の課長補佐、主幹、参与、係長、主査、主任及び主事（秘書に関する事務、条例、規則等の審査に関する事務、組織に関する事務、教職員を除く職員の人事、服務、給与等に関する事務、職員団体に関する事務又は職員の安全衛生に関する事務を担当する者（秘書に関する事務にあつては主任及び主事を除く。）に限る。）</p> <p>(5) 管理部教育財務課の課長補佐、主幹、参与及び係長（教育委員会の予算の取りまとめに関する事務を担当する者に限る。）</p> <p>(6) 学校教育部教職員人事課の課長補佐、主幹、参与、主任管理主事、係長、主査、管理主事、主任及び主事（教職員の任免、分限及び懲戒、服務等に関する事務、職員団体に関する事務又は教職員の公務災害に関する事務（これらの事務のうち、第8号に規定する事務を除く。）を担当する者に限る。）</p> <p>(7) 学校教育部教職員給与課の課長補佐、主幹、参与、主任管理主事、係長、主査、管理主事、主任及び主事（教職員の給与に関する事務又は教職員の福利厚生に関する事務を担当する者に限る。）</p> <p>(8) 学校教育部高校教育課の課長補佐、主幹、参与、主任管理主事、係長、主査、管理主事、主任及び主事（市立高校の教職員の人事、分限及び懲戒、服務等に関する事務又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。）</p>
市選挙管理委員会事務局	<p>(1) 事務局長、事務局次長及び課長</p> <p>(2) 選挙課の課長補佐、主幹、参与及び係長（事務局の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。）</p>
人事委員会事務局	<p>(1) 事務局長、事務局次長及び課長</p> <p>(2) 任用調査課の課長補佐、主幹、参与、係長、主査、主任及び主事</p>
監査事務局	<p>(1) 事務局長、事務局次長及び課長</p> <p>(2) 監査課の課長補佐、主幹、参与及び係長（事務局の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。）</p>
農業委員会事務局	<p>(1) 事務局長、事務局次長及び課長</p>

局	(2) 農業振興課の課長補佐、主幹、参与及び係長（事務局の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。）
---	--

備考

- 1 この表中「第3類事業所」とは、さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）別表第1第3類事業所の欄に掲げる事業所をいう。
- 2 この表中「市民の窓口」とは、さいたま市区役所等事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第88号）第17条に規定する市民の窓口をいう。
- 3 この表中「医療職給料表(2)」とは、さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）第3条第1項第2号イに掲げる給料表をいう。
- 4 この表中「庶務を担当する課」とは、市長公室秘書広報部秘書課、総務局総務部総務課、財政局財政部財政課、市民局市民生活部市民生活安全課、スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課、保健福祉局保健部健康増進課、子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課、環境局環境共生部環境創造政策課、経済局商工観光部経済政策課、都市局都市計画部都市総務課及び建設局土木部土木総務課をいう。
- 5 この表中「第3類の施設又は機関」とは、さいたま市教育委員会事務局組織規則（平成15年さいたま市教育委員会規則第1号）第4条第4項に規定する第3類の施設又は機関をいう。
- 6 この表中「教職員」とは、さいたま市教職員定数条例（平成29年さいたま市条例第16号）第2条に規定する教職員をいう。

第6 労働基準監督機関

1 労働基準法の号別区分等

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地公法に基づき、労働基準法別表第1の号別区分により、非現業職員（同表第11号及び第12号に掲げる事業並びに同表各号に属さない事業に従事する職員。ただし、企業職員及び単純労務職員を除く。）については、人事委員会が行うこととされている。

なお、現業職員（労働基準法別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業に従事する職員）、企業職員及び単純労務職員については、労働基準監督署長が職権を行使することとなる。

（令和5年3月31日現在）

(1) 人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使する事業所（341事業所）

号別	業務内容	部局別	事業所名
12	教育・研究・調査の事業 (252)	市長 (7)	人材育成課、漫画会館、大宮盆栽美術館、岩槻人形博物館、高等看護学院、農業者トレーニングセンター、見沼グリーンセンター
		教育委員会 (245)	教育研究所、小学校(104)、中学校(58)、高等学校(3)、中等教育学校(1)、特別支援学校(2)、五反田会館、鹿室南集会所、図書館(10)、青少年宇宙科学館、生涯学習総合センター、公民館(59)、館岩少年自然の家、博物館、うらわ美術館
別表第1の各号に属さない事業 (89)		市長 (55)	本庁、東京事務所、市税事務所(北部、南部)(2)、車両対策事務所、消費生活センター(総合、浦和、岩槻)(3)、男女共同参画推進センター、男女共同参画相談室、障害者更生相談センター、障害者総合支援センター、子ども家庭総合センター、産業振興会館、計量検査所、食肉中央卸売市場、まちづくり事務所(日進・指扇周辺、浦和東部、東浦和、浦和西部、与野、岩槻、浦和駅周辺、大宮駅東口、大宮駅西口)(9)、都市計画事務所(北部、南部)(2)、建設事務所(北部、南部)(2)、区役所(西、北、大宮、見沼、中央、桜、浦和、南、緑、岩槻)(10)、支所(三室、土合、大久保、美園、馬宮、植水、片柳、七里、春岡、日進、宮原、東大宮、大宮駅、三橋、谷田、東岩槻)(16)

	教育委員会 (1)	教育委員会事務局
	消防 (28)	消防局、防災センター、消防署(10)、出張所(16)
	議会 (1)	議会局
	選挙管理委員会 (1)	選挙管理委員会事務局
	人事委員会 (1)	人事委員会事務局
	監査委員 (1)	監査事務局
	農業委員会 (1)	農業委員会事務局

(2) 労働基準監督署が職権を行使する事業所 (125 事業所)

号別	業務内容	部局別	事業所名
1	製造・加工業 (35)	水道 (5)	水道庁舎、針ヶ谷庁舎、北部水道営業所、水道総合センター、配水管理事務所
		教育委員会 (30)	学校の給食調理場 (小学校) (30)
8	商業 (3)	市長 (3)	ひかり会館、思い出の里市営霊園事務所、大宮聖苑管理事務所
13	保健・衛生業 (80)	市長 (80)	三つ和会館(隣保館)、保育園(61)、健康科学研究センター、総合療育センターひまわり学園、療育センターさくら草、保健所、食肉衛生検査所、こころの健康センター、動物愛護ふれあいセンター、保健センター(10)、市立病院
15	清掃・と畜場業 (7)	市長 (7)	清掃事務所(西部、東部) (2)、環境センター(西部、東部) (2)、クリーンセンター(大崎、西堀)(2)、大宮南部浄化センター

(注) この表に掲げられていない事業所は、さいたま市の組織上その直近上位にあたる事業所に含まれるものとする。

2 職権行使状況

労働基準監督機関として令和4年度中に職権を行使した事項は次のとおりである。

項目	件数
解雇予告除外認定	1
時間外労働、休日労働に関する協定届の受理	201
是正勧告書・指導票	0
総括安全衛生管理者の選任報告の受理	46
衛生管理者選任報告の受理	71
産業医選任報告の受理	57
ボイラー性能検査結果報告の受理	7
第一種圧力容器性能検査結果報告の受理	6
機械等設置届の受理	0

第7 人事委員会規則等の制定、改廃

1 人事委員会規則

規則番号	公布年月日	規則名	制定改廃
	施行年月日		
令和4年 第3号	R4.4.20	さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
	R4.4.20		
令和4年 第4号	R4.11.2	さいたま市職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一部改正
	R5.4.1		
令和4年 第5号	R4.11.2	さいたま市職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
	R5.4.1		
令和4年 第6号	R4.12.28	さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
	R4.12.28		
令和5年 第1号	R5.2.22	さいたま市職員の給与に関する条例附則第34項から第37項までの規定による給料に関する規則	制定
	R5.4.1		
令和5年 第2号	R5.2.22	さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
	R5.4.1		
令和5年 第3号	R5.2.22	さいたま市職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
	R5.4.1		
令和5年 第4号	R5.3.30	さいたま市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
	R5.4.1		
令和5年 第5号	R5.3.30	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	一部改正
	R5.4.1		
令和5年 第6号	R5.3.30	公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一部改正
	R5.3.30		
令和5年 第7号	R5.3.30	さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
	R5.4.1		

2 人事委員会訓令

訓令番号	公布年月日	件 名	制定改廃
	施行年月日		
令和4年 第1号	R4.4.19	さいたま市人事委員会委員長及び事務局長等専 決規程の一部を改正する訓令	一部改正
	R4.4.19		

3 人事委員会通達

通達番号	通達年月日	件 名	制定改廃
	あて先		
令和4年 第1号	R4.4.20 各任命権者	さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準 に関する規則の運用についての一部改正につい て	一部改正
令和5年 第1号	R5.2.22 各任命権者	さいたま市職員の給与に関する条例附則第34 項から第37項までの規定による給料に関する 規則の運用について	制定
令和5年 第2号	R5.2.22 各任命権者	さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準 に関する規則の運用についての一部改正につい て	一部改正
令和5年 第3号	R5.3.30 各任命権者	さいたま市職員の定年等に関する条例及び同条 例施行規則の様式について	制定

第8 公平委員会事務の受託

公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して地公法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を処理させることができることとされている。(地公法第7条第4項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14)

本委員会においては、これらの規定に基づき、平成19年度から埼玉県後期高齢者医療広域連合における公平審査(苦情相談を含む。)に係る事務、管理職員等の範囲の規則制定等の公平委員会事務を受託している。

なお、令和4年度において処理すべき事務はなかった。

第9 各種会議の開催状況

1 全国人事委員会連合会

開催年月日	会議名	開催地	備考
令和 4年 6月24日	第130回総会	東京都	書面開催
令和 4年 7月14日 15日	第65回公平審査事務研修会	熊本市	

2 大都市人事委員会連絡協議会

開催年月日	会議名	開催地	備考
令和 4年 4月15日	委員長会議	京都市	書面開催
令和 4年 8月	事務局長会議	広島市	中止
令和 4年11月	課長会議（給与・公平・労基関係）	名古屋市	資料交換
令和 4年12月	職員研修会（給与関係）	さいたま市	資料交換
令和 5年 1月	課長会議（任用関係）	横浜市	Web開催
令和 5年 2月	職員研修会（公平審査関係）	岡山市	資料交換
令和 5年 2月	職員研修会（任用関係）	札幌市	資料交換

3 その他の会議

開催年月日	会議名	開催地	備考
令和 4年 8月26日	全国人事委員会事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議（総務省）	東京都	Web開催

○ 事務局職員名簿（令和4年4月1日現在）

事務局長 高橋 一 誌

副理事 山口 明 美

【任用調査課】

参事兼任用調査課長 山 田 嘉 彦

参 与（再） 久保田 章

<任 用 係>

係 長 渡 邊 裕 之

主 査 新 島 雅 人

主 査（再） 山 岸 里 美

主 任 戸井田 真 唯

主 任 永 井 涼 介

主 事 吉 垣 仁 美

<調 査 係>

課長補佐兼係長 森 澤 尚 宏

主 査 赤 木 隆 一

主 任 倉 島 ちひろ

主 任 橋 本 浩 明

人事委員会年報 令和4年度

発行年月 令和5年7月

編集発行 さいたま市人事委員会事務局
〒330-9588
さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

この人事委員会年報は50部作成し、1部当たりの印刷経費は370円（概算）です。